

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

資料6

(課名：イノベーション推進課)

1 施設名	滋賀県立草津SOHOビジネスオフィス										
2 施設の概要	敷地面積 632.89m ² 延床面積 632.89m ² (うち賃借面積400.94m ²) 施設構造 エルティ932 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上18階建の4階部分を賃借										
3 募集概要	施設内容 (所在地) 草津市大路1丁目1番1号 エルティ932 4階 (設置目的) SOHO (スマートオフィス・ホームオフィス) による事業の支援 (設置年月) 平成15年4月										
4 応募状況	募集方法 非公募 募集要項配布期間 一 申請受付期間 令和7年9月4日～令和7年9月30日 指定期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日 (2年間) 管理業務内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) スマートオフィス・ホームオフィスによる事業のための施設の提供に関する業務 (2) ビジネスオフィスの施設、設備および備品の維持管理に関する業務 (3) ビジネスオフィス入居者の支援等に関する業務 (4) その他ビジネスオフィスの設置の目的を達成するために必要な業務 管理料参考額 10,847,000円 (消費税および地方消費税を含む。)										
5 審査の概要および結果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">申 請 者</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">グループの構成 (グループ申請の場合)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td style="text-align: center;">名 称</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">草津市草津3丁目13番47号 (株式会社アダムスセキュリティ)</td> <td style="text-align: center;">S e i f</td> <td style="text-align: center;">代表団体：株式会社アダムスセキュリティ 構成団体：株式会社メディアエージェンシー</td> </tr> </table> 合計 1者			申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名 称	草津市草津3丁目13番47号 (株式会社アダムスセキュリティ)	S e i f	代表団体：株式会社アダムスセキュリティ 構成団体：株式会社メディアエージェンシー
申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)									
所在地	名 称										
草津市草津3丁目13番47号 (株式会社アダムスセキュリティ)	S e i f	代表団体：株式会社アダムスセキュリティ 構成団体：株式会社メディアエージェンシー									
6 審査結果	滋賀県指定管理者等選定委員会（インキュベーション部会）において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。										
7 審査結果	選定委員会委員 (インキュベーション部会) *委員部会長 (50音順、敬称略)										
8 審査結果	*辻田 素子 (龍谷大学経済学部教授) 内藤 多恵 (龍谷大学龍谷エクステンションセンター(R E C)課長) 能登 博邦 (独立行政法人中小企業基盤整備機構課長) 村上 貴美 (公認会計士) 安田 慶太 (弁護士)										
9 審査結果	審査基準 別添審査基準表参照										

審査経過		<p>第1回滋賀県指定管理者等選定委員会（インキュベーション部会） 開催日：令和7年7月31日 内容：申請要項および審査基準の検討・策定</p> <p>第2回滋賀県指定管理者等選定委員会（インキュベーション部会） 開催日：令和7年10月15日 内容：申請者からのヒアリング・審査・候補者の選定</p>																																								
審査結果	指定管理者の候補者	Seif																																								
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1 (配点:10)</th> <th>選定基準2 (配点:40)</th> <th>選定基準3 (配点:25)</th> <th>選定基準4 (配点:20)</th> <th>選定基準5 (配点:5)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Seif</td> <td>7.2</td> <td>29.0</td> <td>18.4</td> <td>13.4</td> <td>2.5</td> <td>70.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Seif</td> <td>67.5</td> <td>72.5</td> <td>65.5</td> <td>74.5</td> <td>72.5</td> <td>352.5</td> <td>70.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Seif</td> <td>10,481,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】 申請者の事業計画等を審査した結果、選定基準を満たしていると判断され、申請者であるSeifを指定管理者の候補者として選定した。特に、入居者に対して積極的に交流の機会を設け、インキュベーションマネージャーだけでなく現に事業を行っている代表自らも入居企業に対してアドバイスを行っている支援が、入居企業に対する創業支援を充実させる取組として評価された。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該施設は令和9年度末の廃止が決定しており、新たな入居者の誘致が難しく、運営も流動的な状況であるが、現入居者に対する創業支援のさらなる充実に努めており、廃止までの期間においても入居企業への最大限のサポートが期待できる。 令和4年度から継続して当該施設の指定管理者として、施設管理および創業支援において問題なく安定した運営実績を有している。 <p>上記の結果、Seifを指定管理者の候補者として選定した。</p>							申請者	選定基準1 (配点:10)	選定基準2 (配点:40)	選定基準3 (配点:25)	選定基準4 (配点:20)	選定基準5 (配点:5)	合計	Seif	7.2	29.0	18.4	13.4	2.5	70.5	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	Seif	67.5	72.5	65.5	74.5	72.5	352.5	70.5	申請者	提示額	Seif	10,481,600円
	申請者	選定基準1 (配点:10)	選定基準2 (配点:40)	選定基準3 (配点:25)	選定基準4 (配点:20)	選定基準5 (配点:5)	合計																																			
	Seif	7.2	29.0	18.4	13.4	2.5	70.5																																			
	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																																		
	Seif	67.5	72.5	65.5	74.5	72.5	352.5	70.5																																		
申請者	提示額																																									
Seif	10,481,600円																																									

滋賀県立草津S O H O ビジネスオフィス指定管理者審査基準

審査基準 (条例第11条第2項)	審査項目	審査内容	配点 小計	確認する書類
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること	公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・広く県民に入居の機会が与えられているか ・入居者の選定にあたっては公平性が確保されているか 	10	10
		<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を理解しているか ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか 	5	・事業計画書 (基本方針等)
	施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性 であること (第2号関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援事業は適切か ・積極的かつ効果的な自主事業の提案等、利用料金増収に向けた取組があるか ・退居企業の県内定着に向けた取組 ・地域、関係機関等との連携が図られているか ・施設の広報に対する取組は適切か 	5	・事業計画書 (基本方針等) (事業等の実施計画) (利用料金に関する考え方) (管理運営体制) (その他)
		<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の満足度および利便性保持のための取組内容は適切か ・利用料金の設定は適切か ・入居者の意見や苦情等の把握は適切か ・募集要項に示した内容への提案は適切か 	5	・収支計画書
		<ul style="list-style-type: none"> ・求めている実施水準が事業計画書で提案されているか ・施設管理、安全管理は適切か ・外部委託がある場合、それは適切であるか 	5	
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者（インキュベーションマネージャー）を従事させインキュベーション施設の運営に関して専門的技術を確保できているか。 ・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか ・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか ・現入居者に対する支援が充実した提案となっているか 	15	
	施設の維持管理の内容、適確性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか ・事業内容に対して提案額は妥当なものか ・管理経費の縮減が図られているか 	15	・事業計画書 (事業等の実施計画)
		<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現可能性はあるか 	5	・収支計画書
			5	
2 事業計画の内容が、ビジネスオフィスの管理に係る経費の縮減が図られるものであること (第3号関係)	施設の管理運営に係る経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現可能性はあるか 	25	・事業計画書 (事業等の実施計画)
			5	・収支計画書
	収支計画の内容、適確性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・法人等の財務状況は良好か ・職員体制は十分か ・職員の指導育成、研修体制は十分か ・職員採用、確保の方策は適切か 	5	・事業計画書 (基本方針等) (事業等の実施計画) (利用料金に関する考え方) (管理運営体制) (その他)
		<ul style="list-style-type: none"> ・類似事業（中小企業の創業支援等）を行った実績はあるか ・個人情報の保護が図られているか ・情報公開への対応は適切か ・環境への配慮がなされているか 	5	・収支計画書
		<ul style="list-style-type: none"> ・職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働く職場づくりへの配慮がなされているか。また、人権等に配慮した施設運営が可能か ・防災、防犯その他の緊急時への対応、体制は適切か 	5	・財務諸表 ・団体概要書
			5	
			5	
			5	
			5	
			5	
3 事業計画の内容が、ビジネスオフィスの管理に係る経費の縮減が図られるものであること (第3号関係)	安定的な運営が可能となる経済的基盤 安定的な運営が可能となる人的能力 類似事業（中小企業の創業支援を含む）の運営実績 関係法令遵守の為の方針および能力	<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。 ・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。 ・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 2 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 3 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 4 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。 ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。 ・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 國際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 2 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 3 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 4 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 	2.5	・会社定款
			0.5	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（県発行）の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
			0.5	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し
			0.5	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（県発行）の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
			0.5	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（県発行）の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
			0.5	1について、審査登録機関の証明書の写しを、1以外について、その認証証・登録証の写し
			0.5	
			0.5	
			0.5	
			0.5	
合計			100	

審査基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。